

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一十三 (略)</p> <p>十四 二―エチルアミノ― (三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―オン及びその塩類</p> <p>十五 一三十七 (略)</p> <p>三十八 一― (ジエチルアミノ)エチル―二― (四―メトキシベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>三十九 一五十五 (略)</p> <p>百六 一― (一― (四―プロモフェニル)エチル)ピペリジン―四―イル)―一・三―ジヒドロ―二H―ベンゾ「d」イミダゾール―二―オン及びその塩類</p> <p>百七 一五十五 (略)</p> <p>(麻薬向精神薬原料)</p> <p>第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 四―アニリノピペリジン及びその塩類</p> <p>三 一七 (略)</p> <p>八 一・一―ジメチルエチル 四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類</p>	<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 一三六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十七 一三三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百四 一四十七 (略)</p> <p>(麻薬向精神薬原料)</p> <p>第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 一六 (略)</p> <p>(新設)</p>

九・十 (略)

十一 N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンア

ミド及びその塩類

十二〜十七 (略)

七・八 (略)

(新設)

九〜十四 (略)

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 四―アニリノピペリジン及びその塩類</p> <p>三 八 （略）</p> <p>九 一・一―ジメチルエチル四―アニリノピペリジン―カ ルボキシラート及びその塩類</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 N―フェニル―N―（ピペリジン―四―イル）プロパンア ミド及びその塩類</p> <p>十二 八 （略）</p>	<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （新設）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>四 （新設）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>七 十五 （略）</p>